

尾道市スポーツ活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ意識の高揚と競技力の向上を図るため、スポーツの振興、普及に寄与すると認められる個人及び団体に、尾道市が必要な助成を与えることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 助成対象は、次に掲げる団体が主催する、個人若しくは団体が広島県若しくは国を代表して出場するスポーツ競技の全国大会又は国際大会とする。

- (1) 国、日本スポーツ協会又は日本パラスポーツ協会
- (2) 小学生、中学生、高校生等の体育及びスポーツを統括する団体
- (3) 国内の各種競技を統括する団体
- (4) その他前3号の団体に準ずる団体
- (5) 国際的な団体

(助成対象基準)

第3条 助成対象者は、予選会、選考会等を経て、又は大会要項等に規定される標準記録等に到達して、前条の大会に出場する選手、監督及びコーチで、参加者登録名簿に登録された者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民であること（出場する選手が児童、生徒又は学生である場合は、当該選手又はその保護者が市民であること。）。
- (2) 市内に所在する小学校、中学校、高等学校又は大学に通学する者のうち、学校の部活動又は市内にその活動の主たる拠点を置いている団体の構成員として出場するものであること。

(助成金額)

第4条 助成金額は、開催地に関係なく次のとおりとする。

- (1) 個人については、一人10,000円とする。
- (2) 団体については、一団体100,000円を上限とし、人数一人当たり10,000円として計算する。
- (3) 国際大会の個人については、一人20,000円とする。
- (4) 国際大会の団体については、一団体200,000円を上限とし、人数一人当たり20,000円として計算する。

- 2 同一の大会で複数の競技・種目に出場する場合は、重複して助成しない。
- 3 同一年度内に複数回出場する場合における2回目以降の助成金額は、第1項に定める額の2分の1の額とする。ただし、出場する回数の算定については、第2号第1号から第4号までに掲げる団体が主催する大会と、同条第5号に掲げる団体が主催する大会については、別に回数を数えるものとする。

(助成金の申請)

第5条 申請者は、スポーツ活動助成金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 大会要項等
- (2) 参加者登録名簿
- (3) 予選会結果報告書

(助成金の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、第2条各号のいずれかに該当すると認めたときは、スポーツ活動助成金決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成金の交付が適当でないと認めたときは、スポーツ活動助成却下通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 決定通知書の交付を受けた個人又は団体は、スポーツ活動助成金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(結果報告)

第9条 交付を受けた個人又は団体は、大会の結果を大会結果報告書(様式第5号)により、市長へ報告しなければならない。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年12月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。